

※ 特に注釈のない場合、平成21年4月1日から平成22年3月31日の状況です。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

1-1 職員の任免について

ア 採用の状況(平成21年度試験)

区分		申込者	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	採用者数 (B)	競争倍率 (A)／(B)
上級職	行政(事務)	84人	68人	9人	5人	3人	22.7 倍
	保健師	5人	5人	3人	2人	2人	2.5 倍
初級職	行政(事務)	29人	28人	12人	8人	4人	7.0 倍
	土木	9人	9人	3人	2人	1人	9.0 倍

イ 退職者数の状況(平成21年度中)

区分		定年	勸奨	死亡	自己都合	その他	合計
行政職	事務職	8人	6人				14人
	保育士		1人		1人		2人
労務職	調理士	1人					1人
	用務員	1人					1人
合計		10人	7人	0人	1人	0人	18人

1-2 職員数について

区分	平成21年4月1日 現在職員数	平成21年度中 退職者数	平成22年4月1日 採用者数	平成22年4月1日 転任職員数	平成22年4月1日 現在職員数
行政職	327人	16人	10人	—	324人
労務職	25人	2人	0人	3人	20人
合計	352人	18人	10人	3人	344人

(注)1 行政職とは労務職を除いた職員です。

2 労務職とは主に保育所調理士や給食センター調理員、学校用務員などです。

3 転任職員数とは労務職職員が行政職転任試験に合格し行政職職員となった数です。

1-3部門別職員数の状況と主な増減理由

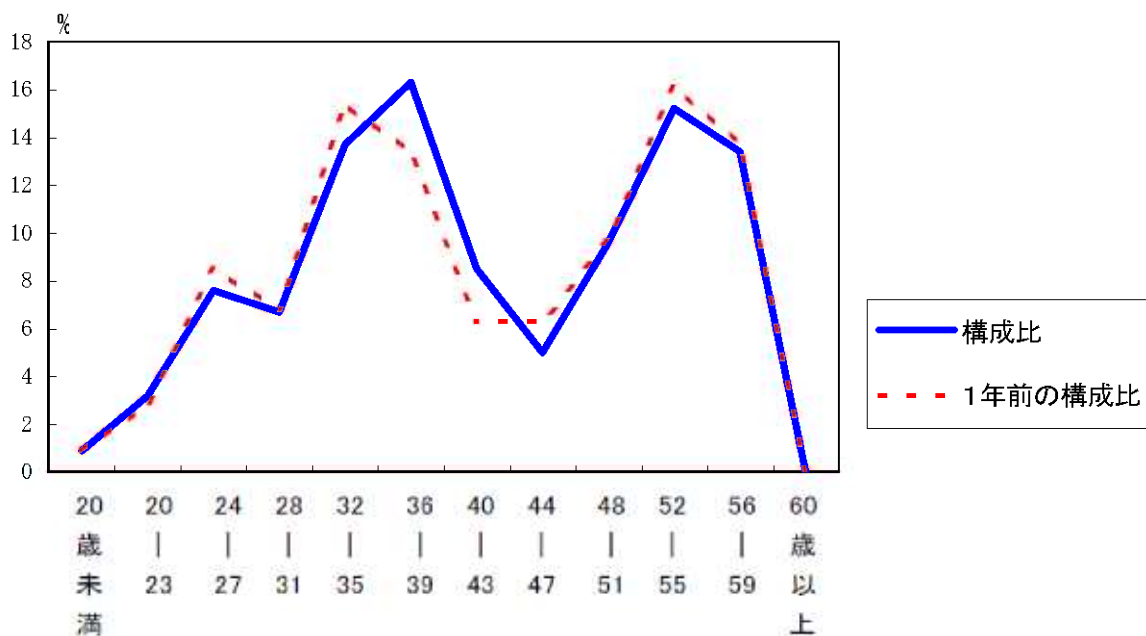
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普通会計部門	議会	5人	5人	0人	
	総務	81人	80人	▲1人	事務の統廃合縮小等による減
	税務	16人	18人	2人	徴収一元化事務による業務増
	民生	84人	82人	▲2人	保育所職員退職者不補充による減
	衛生	22人	24人	2人	健康指導業務の強化による保健師の増
	農林水産	22人	22人	0人	
	商工	8人	8人	0人	
	土木	22人	21人	▲1人	業務配分の見直しによる減
	計	260人	260人	0人	<参考>(平成21年) 人口1万人当たり職員数 59.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.32 人)
	一般行政部門				
教育部門	63人	56人	▲7人	事務の統廃合縮小等による減、学校用務員の退職者不補充等による減	
消防部門					
小計	323人	316人	▲7人	<参考>(平成21年) 人口1万人当たり職員数 74.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 96.38 人)	
公会 営計 企業 部門 等	下水道	11人	11人	0人	
	国保・介護・後期高齢者	18人	17人	▲1人	業務配分の見直しによる減
	小計	29人	28人	▲1人	
合計	352人	344人	▲8人	<参考>(平成21年) 人口1万人当たり職員数 79.38 人	
	[390人]	[390人]	[0人]		

(注)1 職員数には教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。(ただし、条例定数には教育長は含まれません)

1-4 年齢別職員構成の状況(平成22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	3人	11人	26人	23人	47人	56人	29人	17人	33人	52人	46人	0人	343人

(注) 職員数には教育長は含まれておりません。

1-5 職員派遣の状況について

東松島市では他の地方公共団体等と人事の交流を行っています。

ア 派遣している職員

区分	派遣先	人数	内容	派遣期間
21年度	1 宮城県	1	人事交流	4月～3月
	2 宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	〃
22年度	1 宮城県	1	人事交流	4月～3月
	2 宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	〃

イ 派遣されている職員

区分	派遣元	人数	内容	配属期間	配属先
21年度	1 宮城県	1	人事交流	4月～3月	企画政策課
	2 〃	1	派遣	〃	生涯学習課
22年度	1 宮城県	1	人事交流	4月～3月	企画政策課
	2 〃	1	派遣	〃	生涯学習課

2 職員の給与の状況

【職員給与の状況】

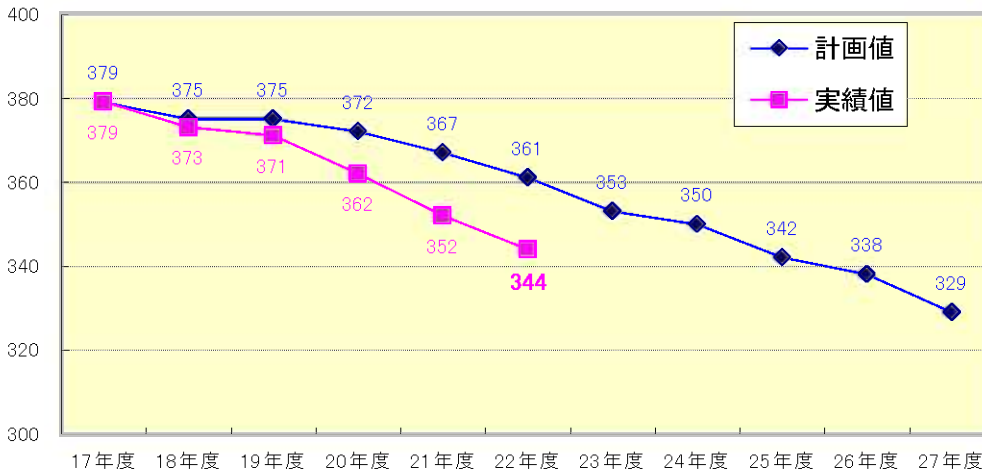
市職員の給与は、国や県、ほかの地方公共団体との均衡を考えながら、議会の議決を経て、条例により決定されています。

【定員管理の状況】

市では、集中改革プランに基づき、平成17年4月1日現在の職員数379人を基準に、平成27年4月1日の職員数を329人、10年間で50人の職員数を削減する目標を立て取り組んでいます。進捗状況は目標を上回るペースで、5年間で35人の減になっています。(グラフ参照)

定員適正化計画の進捗状況(平成22年4月1日現在)

【単位:人】



2-1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	43,337	16,494,240	223,731	2,742,692	16.6	20.3

2-2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
21年度	326	1,188,362	178,410	436,399	1,803,171	5,531

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

2-3 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東松島市	43.2 歳	314,590 円	362,017 円	342,351 円
宮城県	43.0 歳	335,298 円	406,033 円	371,676 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東松島市	44.5 歳	248,210 円	266,691 円	260,735 円
宮城県	49.7 歳	321,560 円	365,865 円	347,242 円
国	49.3 歳	284,514 円	—	322,291 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

2-4 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大学 卒	172,200 円	172,006 円	172,200 円
	高校 卒	140,100 円	139,009 円	140,100 円
技能労務職	高校 卒	137,200 円	136,508 円	—
	中学 卒	121,600 円	120,635 円	—

2-5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数7年～10年未満	経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満
一般行政職	大学 卒	215,075 円	262,165 円	303,933 円
	高校 卒	186,533 円	224,500 円	270,809 円
技能労務職	高校 卒	— 円	— 円	— 円
	中学 卒	179,350 円	204,325 円	235,767 円

2-6 一般行政職の級別職員数等の状況(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容および代表的な職種		職員数	構成比
6級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	部長、会計管理者、議事事務局長、参事	14人	5.8%
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長、副参事、技術副参事	37人	15.3%
4級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	班長、技術監、主幹、技術主幹	48人	19.9%
3級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	主任、技術主任	77人	32.0%
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主査、技術主査	31人	12.9%
1級	定型的な業務を行う職務	主事、技師	34人	14.1%

(注) 東松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2-7 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,341 千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,780 千円	—
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

2-8 退職手当(平成22年4月1日現在)

東松島市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 千円 24.403 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

2-9 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)			934 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)			156 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
宮城県仙台市	6 %	6 人	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
宮城県仙台市	6 %	6 %
宮城県名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

2-10 特殊勤務手当 ※平成19年度からは特殊勤務手当を全廃しました

廃止した特殊勤務手当 ・感染症防疫作業手当 ・動物の死体処理手当
 ・行旅死亡人処理手当 ・訪問指導従事手当

2-11 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	82,824 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	280 千円

(注) 選挙による時間外勤務手当も含まれておりますので、選挙のある年とない年では決算額に大幅な変動が生じます。

2-12 その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	国の制度との異同	異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
扶養手当	同	—	42,140 千円	224,146 円
管理職手当	同	—	22,668 千円	435,923 円
通勤手当	同	—	14,468 千円	53,386 円
住居手当	同	—	21,987 千円	233,907 円
単身赴任手当	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	同	—	— 千円	— 円
災害派遣手当	同	—	— 千円	— 円

2-13 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額	期末手当支給割合	退職手当	
		(平成21年度)	(算定方式)	(1期の手当額)
市長	893,000円	3.10月	893,000円×在職月数×0.44	18,860,160円
副市長	709,000円	3.10月	709,000円×在職月数×0.26	8,848,320円
教育長	601,000円	3.10月	601,000円×在職月数×0.21	6,058,080円
議長	423,000円	3.10月	—	—
副議長	373,000円	3.10月	—	—
議員	349,000円	3.10月	—	—

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

3-1 勤務時間の状況について

区分	勤務時間等
勤務日 ※本庁舎及び鳴瀬庁舎勤務の場合	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)
1日の正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 休憩時間: 正午から60分間
1週間当たりの勤務時間	1日7時間45分×5日間=38時間45分
時差出勤制度	6:00～21:00の間で9パターンを設定し、7時間45分の勤務を行う。 ※平成21年度は、約104万円の時間外勤務手当を削減できました。

3-2 年次有給休暇の状況について(平成21年1月1日～平成21年12月31日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
10,108.0 日	2,311.9 日	255人	9.1 日	22.9 %

(注) 平成21年中の全期間を市長部局に在籍し、期間中に採用・退職・育児休業・休職がある職員を除いています。

3-3 病気休暇の状況について

区分	外科	内科	その他	合計
職員数(人)	7 人	26 人		33 人
病休日数	125 日	363 日		488 日
平均取得日数	17.9 日	14.0 日		14.8 日

3-4 その他の休暇制度及び育児休業制度の概要について(平成21年1月1日～平成21年12月31日)

	区分	付与日数等	取得人数
特別休暇 (有給)	選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄移植のための骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	
	ボランティア活動に参加する場合	1の年のうち5日間以内	
	結婚する場合	連続する7日以内(週休日含む)	2人
	妊娠に起因する障害(つわり)により業務困難な場合	10日以内で必要と認められる期間	2人
	妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妊娠中の健康保持のための休息または捕食	必要と認められる期間	
	母子保健法による保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	1人
	妊娠12週間未満で流産をした場合	10日以内で必要と認められる期間	
	産前休暇	出産予定日まで6週間	4人
	産後休暇	出産日の翌日から8週間	3人
	1歳未満児の保育を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	
	生理日において業務困難な場合	2日以内	
	妻の出産休暇(出産予定日14日以内から出産後14日)	2日以内で必要と認められる期間	6人
	育児参加をする場合	5日間以内	
	乳幼児の健康診査、予防接種等の介助をする場合	必要と認められる期間	7人
	小学校就学前の子の看護をする場合	1の年のうち5日間以内	1人
	親族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日など	72人
	父母・配偶者・子の追悼をする場合	1日以内	1人
	夏季における心身健康維持増進等をする場合	7月から9月の期間内において3日以内	336人
	災害、交通機関等の事故時により勤務することができない場合	必要と認められる期間	
	結核性疾患により勤務軽減を図る場合	必要と認められる期間	
	職務の遂行に必要な資格試験又は昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間	
	国、県、市町村その他公共団体からの表彰を受ける場合	必要と認められる期間	
	公共団体主催の運動競技会へ選手または役員として参加する場合	必要と認められる期間	
職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間		
その他、任命権者が特に必要と認めた場合	必要と認められる期間	1人	
介護休暇	要介護者を介護する場合(無給)	6ヶ月以内	
育児休業	3歳未満の子を育児する場合(無給)	3歳に達するまでの必要な期間	9人
育児部分休業	小学校就学前の子を養育する場合(無給)	1日2時間以内	1人
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(勤務しない時間は無給)	4種類の勤務形態から選択 (週19時間25分)(週19時間35分) (週23時間15分)(週24時間35分)	2人

(注) 取得人数は累計です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

4-1 分限処分について

分限処分とは、勤務実績不良の場合や心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類					
	処分の具体的な理由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務成績がよくない場合						0人
心身の故障の場合				1人		1人
職に必要な適格性を欠く場合						0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0人
刑事事件に関し起訴された場合						0人
条例で定める事由による場合						0人

4-2 懲戒処分について

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類					
	処分の具体的な理由	免職	停職	減給	戒告	合計
一般サービス違反関係						0人
公金公用物等取扱関係						0人
公務外非行行為						0人
交通事故・交通法規違反関係						0人
監督責任関係						0人

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないとされております。

ただし、職務に専念する義務は、次の場合に限り免除されます。

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ その他、任命権者が認めた場合

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修は、人材育成基本方針に基づき、研修を通じて地方分権時代にふさわしい人材を育成し、本市のまちづくりや行政経営を推進することを目的に計画しています。

6-1 研修実績について

研修区分		主な研修	件数または回数	参加人数
研修所 研修	階層別 研修	新規採用職員研修や概ね採用 5、10 年目の全職員を対象とした一般職員研修、主任級以上を対象とした監督者研修、班長・課長級を対象とした管理職研修など	8講座	72人
	専門研修	防災、公会計改革、契約事務、法務事務、政策形成等の実務研修や、政策法務、キャリアデザイン、クレーム対応力向上、メガトレンド等、知識習得のための専門分野研修	19講座	53人
各種団体主催研修		市町村アカデミー研修や共済組合主催メンタルヘルズ講座、2市1町管理職研修、県連携首長公所長セミナーなど	11講座	68人
職場研修	講演会等	全職員を対象に様々な行政課題に関する研修や講演会の開催	6回	325人
	救命講習	自主救護能力と救命率の向上、防災意識の高揚を図るため、全職員を対象(普通救命資格取得率100%)に救急救命講習会を実施	1回	117人
派遣研修	長期派遣	県及び広域行政事務組合への派遣	—	—
	短期派遣	市町村職員中央研修所、自治大学校への派遣など	—	—

6-2 勤務成績の評定の状況について

評定の時期	評定結果	職種		合計
		行政職	労務職	
平成22年1月1日	極めて良好	17人	2人	19人
	特に良好	62人	4人	66人
	良好	230人	17人	247人
	やや良好でない	4人		4人
	良好でない	6人		6人
合計		319人	23人	342人

(注)1 行政職は55歳、労務職は57歳を超えると昇給抑制となっています。

2 育児休業などの取得職員を除いています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

7-1 健康の保持増進について

(1) 健康管理対策

定期健康診断等を実施するとともに、その結果を有効に活用していくために次の事業を実施しています。

ア 定期健康診断

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
一般定期健康診断	35歳未満の全職員及び臨時職員	221人	221人	100.0%
結核健診	35歳未満の全職員及び臨時職員	221人	214人	96.8%
事後指導会	定期健康診断受診結果により対象職員抽出	49人	7人	14.3%
人間ドック	35歳以上の全職員	253人	253人	100.0%
脳ドック	40歳以上の全職員(希望により受診)	186人	75人	40.3%

イ がん検診

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
乳がん健診	35歳以上の女性職員	75人	66人	88.0%
子宮がん検診	35歳以上の女性職員	75人	57人	76.0%

(2) メンタルヘルス対策

職員のストレス要因の増加に伴うメンタルヘルス対策として、メンタルヘルスに関する理解と知識の普及、職員の状態に応じた適切な指導のために次の事業を実施しています。

ア メンタルヘルス研修会

管理監督者向け及び一般職員向けメンタルヘルス研修への積極的な参加。

イ メンタルヘルス相談

共済組合メンタルヘルス電話相談窓口を設置。

(3) 特定事業主行動計画実績

次世代育成支援推進法に基づき平成17年4月に策定した「東松島市職員の子育てに関する行動計画」の実績は次のとおりです。

ア 育児休業取得率

【目標】男性職員 10%・女性職員 90%(平成21年度)
 【実績】・男性職員 対象者5人中0人(0%) ※目標未達
 ・女性職員 対象者4人中4人(100%)

イ 時間外勤務の上限年360時間

【目標】年360時間以内の職員の割合100%(平成21年度)
 【実績】98.6%(291人中287人) ※目標未達

ウ 年次休暇取得率

【目標】平均30%以上の取得率(平成21年)
 【実績】平均22.3% ※目標未達

7-2 安全管理について

衛生管理者や安全衛生推進者による職場ごとの安全管理を推進しています。なお、平成21年度における公務災害・通勤災害の認定件数は次のとおりです。

加入団体	発生件数	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	4件	4件	公務中の負傷 … 4件 通勤中の負傷 … 0件

7-3 職員互助会組織の設置について

職員の相互扶助による福祉の増進のために条例等に基づいて職員互助組織を設置し、職員の健康増進や元気回復、職員間の親睦を図っています。また、フラワーストリートの植栽事業やクリーン作戦運動にも積極的に参加しております。互助会はすべて職員からの会費にて運営しております。(公費支出なし)

ア 職員互助会組織の概要

項目	概要
名称	東松島市職員互助会
会員数	354人(平成21年4月1日現在)
総事業費	6,429千円

イ 職員福利厚生事業

項目	概要
健康増進事業	スポーツ等活動助成金
元気回復事業	レクリエーション事業費、健康増進センター(ゆふと)利用助成金

ウ 慶弔時の給付

項目	概要
祝金	退会給付金、結婚祝金、出産祝金
弔慰金	弔慰金
その他	病氣見舞金、災害見舞金

7-4 利益の保護の状況について

ア 職員の勤務条件に関する措置要求の状況 0件

イ 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況 0件

(注) 公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告です。